

平成 22 年 3 月 2 日

全国商工会連合会会長

石 澤 義 文 殿

新規学校卒業者の採用に関する要請書

現下の我が国の景気は持ち直してきていますが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあります。

こうした中、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、昨年 10 月 23 日には、「緊急雇用対策」をとりまとめ、同年 12 月 8 日には、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」をとりまとめたところです。また、同年 12 月 22 日には、貴団体を含む 245 の経済団体等に対して、新規学校卒業者の採用に関して、要請を行いました。

しかしながら、平成 22 年 3 月卒業予定の新規学校卒業者をめぐる就職環境は、依然として厳しい状況にあり、就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼることが懸念されます。

政府としても、大学等の「就職相談員」の配置促進やキャリアガイダンスの推進、体験雇用を通じて正社員への移行を目指す「新卒者体験雇用事業」の創設、未就職卒業者向けの職業訓練コースの新たな設置及び訓練・生活支援給付の拡充を行うとともに、新卒者就職応援プロジェクトの推進や採用意欲のある中小企業等の掘り起こしにより、関係機関が連携して新規学校卒業者の就職支援体制の強化に取り組んでいるところです。こうしたことにより、1 人でも多くの新規学校卒業者の就職が実現するように努めてまいる所存です。

産業界の皆さまにおかれましても、非常に厳しい経済情勢の中ではありますが、将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組を御活用いただき、再度、新規学校卒業者のための採用の拡大に向けた努力をお願いいたします。

貴団体におかれましては、私どもの要請に、何卒、深い御理解を賜り、傘下
団体及び事業主の皆さまにこの趣旨を徹底していただきたく、御協力をお願い
申し上げます。

文部科学大臣政務官

高井美穂

厚生労働大臣政務官

山井和則

経済産業大臣政務官

高橋千秋

平成 22 年 3 月 2 日

日本商工会議所会頭

岡 村 正 殿

新規学校卒業者の採用に関する要請書

現下の我が国の景気は持ち直してきていますが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあります。

こうした中、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、昨年 10 月 23 日には、「緊急雇用対策」をとりまとめ、同年 12 月 8 日には、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」をとりまとめたところです。また、同年 12 月 22 日には、貴団体を含む 245 の経済団体等に対して、新規学校卒業者の採用に関して、要請を行いました。

しかしながら、平成 22 年 3 月卒業予定の新規学校卒業者をめぐる就職環境は、依然として厳しい状況にあり、就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼることが懸念されます。

政府としても、大学等の「就職相談員」の配置促進やキャリアガイダンスの推進、体験雇用を通じて正社員への移行を目指す「新卒者体験雇用事業」の創設、未就職卒業者向けの職業訓練コースの新たな設置及び訓練・生活支援給付の拡充を行うとともに、新卒者就職応援プロジェクトの推進や採用意欲のある中小企業等の掘り起こしにより、関係機関が連携して新規学校卒業者の就職支援体制の強化に取り組んでいるところです。こうしたことにより、1 人でも多くの新規学校卒業者の就職が実現するように努めてまいる所存です。

産業界の皆さまにおかれましても、非常に厳しい経済情勢の中ではありますが、将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組を御活用いただき、再度、新規学校卒業者のための採用の拡大に向けた努力をお願いいたします。

貴団体におかれましては、私どもの要請に、何卒、深い御理解を賜り、傘下
団体及び事業主の皆さまにこの趣旨を徹底していただきたく、御協力をお願い
申し上げます。

文部科学大臣政務官

高井美穂

厚生労働大臣政務官

山井和則

経済産業大臣政務官

高橋千秋

平成 22 年 3 月 2 日

全国中小企業団体中央会会長

鶴 田 欣 也 殿

新規学校卒業者の採用に関する要請書

現下の我が国の景気は持ち直してきていますが、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあります。

こうした中、国民が抱える不安に対応し、政府を挙げて雇用の確保に取り組むため、昨年 10 月 23 日には、「緊急雇用対策」をとりまとめ、同年 12 月 8 日には、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」をとりまとめたところです。また、同年 12 月 22 日には、貴団体を含む 245 の経済団体等に対して、新規学校卒業者の採用に関して、要請を行いました。

しかしながら、平成 22 年 3 月卒業予定の新規学校卒業者をめぐる就職環境は、依然として厳しい状況にあり、就職未決定のまま卒業を迎える者が多数にのぼることが懸念されます。

政府としても、大学等の「就職相談員」の配置促進やキャリアガイダンスの推進、体験雇用を通じて正社員への移行を目指す「新卒者体験雇用事業」の創設、未就職卒業者向けの職業訓練コースの新たな設置及び訓練・生活支援給付の拡充を行うとともに、新卒者就職応援プロジェクトの推進や採用意欲のある中小企業等の掘り起こしにより、関係機関が連携して新規学校卒業者の就職支援体制の強化に取り組んでいるところです。こうしたことにより、1 人でも多くの新規学校卒業者の就職が実現するように努めてまいり所存です。

産業界の皆さまにおかれましても、非常に厳しい経済情勢の中ではありますが、将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組を御活用いただき、再度、新規学校卒業者のための採用の拡大に向けた努力をお願いいたします。

貴団体におかれましては、私どもの要請に、何卒、深い御理解を賜り、傘下
団体及び事業主の皆さまにこの趣旨を徹底していただきたく、御協力をお願い
申し上げます。

文部科学大臣政務官

高井 美穂

厚生労働大臣政務官

山井 和則

経済産業大臣政務官

高橋 千秋

21 初児生第35号
平成22年2月10日

各都道府県教育委員会高等学校主管課長
各指定都市教育委員会高等学校主管課長 殿
各都道府県私立学校主管課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
磯谷 桂介

(印影印刷)

新規中学・高等学校等卒業者に対する支援策の周知について(依頼)

昨今の経済情勢の悪化等に伴い、平成22年3月新規高等学校卒業者の就職内定率も前年同期と比較して大幅に低下するなど、生徒の雇用環境も大変厳しいものとなっております。

政府においては、内閣総理大臣を本部長とする緊急雇用対策本部に、高井文部科学大臣政務官を主査とする新卒者支援チームを設置し、新卒者の就職支援を進めておりますが、そうした中、昨年10月23日に決定した「緊急雇用対策」、さらには、12月8日に決定した「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に基づき、新卒者支援の強化を図っております。

このように、政府全体として新卒者支援に取り組んでいる中、厚生労働省職業安定局若年者雇用対策室長より、別添のとおり、厚生労働省の支援方策についての周知に関する依頼がありました。

地域における高等学校等卒業者の雇用に向けた取組については、都道府県教育委員会等の学校教育関係部局と都道府県労働局等の労働関係部局・機関等が連携を十分に図りながら、高等学校・ハローワーク・産業界等が一体となって具体的な取組を推進することが重要です。

ついては、関係各位におかれては、別添の内容について御了知いただくとともに、今後とも、都道府県労働局等との情報共有・連携を図り、新卒者支援の取組の一層の充実をお願いします。

また、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会高等学校主管課にあつては、設置する高等学校等に対して、都道府県私立学校主管課にあつては、所轄する私立高等学校等に対して、御周知いただくとともに、各高等学校等において、学校長や進路指導主事等の教師が当該内容を踏まえ、ハローワーク等と連携をとり、新規学校卒業者の就労に向けた進路指導の充実を行うことができるよう、指導・助言をお願いします。

【本件担当】

初等中等教育局児童生徒課指導調査係
03-5253-4111 (内線3291)

(別添)

事務連絡
平成22年2月9日

文部科学省初等中等教育局
児童生徒課長 殿

厚生労働省職業安定局
若年者雇用対策室長

新規中学・高等学校卒業者に対する支援策の周知について (依頼)

厳しい雇用失業情勢の中、平成22年3月新規高等学校卒業者の就職内定率が前年同期と比較して大幅に低下するなど、非常に厳しい状況となっております。また、新規中学校卒業予定者に対する求人数についても、前年同期と比較して大幅に低下するなど、非常に厳しい状況となっております。

厚生労働省では、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定、参考1)に基づき、未内定者を対象とした就職面接会等を全国各地で積極的に開催するとともに、ハローワークに高卒就職ジョブサポーターを緊急配備し、学校訪問等による支援ニーズの把握、希望に応じた個別支援等に努めているところです。

また、就職先が決まらないまま卒業する生徒等を対象とした支援策として、体験的な雇用を通じて希望職種の見学機会を拡げ、仕事や職場に対する理解を深める機会とする「新卒者体験雇用事業」(別添1リーフレット参照)や、社会人としての心構えや就職に必要な基礎力の養成等を内容とする「新卒者向け職業訓練」(別添2リーフレット参照、訓練コースは今後設定予定)を提供することとしております。

貴職におかれましては、当該支援内容を御了知いただくとともに、都道府県教育委員会等の関係機関を通じた中学・高校の先生方に広く周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

なお、当該リーフレットは厚生労働省ホームページにも掲載しておりますので、周知に当たって御活用いただければ幸いです。

[添付資料]

別添1:「新卒者体験雇用事業のご案内」

別添2:新規学校卒業者向け職業訓練のご案内

(別添1及び別添2リーフレットはこちら http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2.html#info_5)

参考1:「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(抜粋)

[参考]

厚労省ホームページ～新卒者支援～ (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2010/01/tp0127-2.html>)